二　次のイからヘまでの区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次のⅰから㈢までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該ⅰから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

ⅰ　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

ⅱ　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

㈢　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　その雇用する有期契約労働者等に対して、一般職業訓練を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百七十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

ロ　前号ハ(2)に該当する事業主　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(2)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(3)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

ハ　前号ハ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次のⅰから㈢までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該ⅰから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

ⅰ　百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

ⅱ　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

㈢　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する有期契約労働者等に対して、一般職業訓練を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百七十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

ニ　前号ハ(4)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次のⅰから㈢までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該ⅰから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）